資料１

令和８年３月３１日
総合教育政策局長決定

令和８年度消費者教育推進委員会設置要綱

１．趣旨

消費者教育の推進については、消費者教育の推進に関する法律（平成２４年法律第６１号）及び消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成２５年６月閣議決定）に基づき、消費者教育の総合的・一体的な推進を図っているところであるが、消費者教育の実施や、消費者行政部局との連携は十分とは言えない。また、民法の改正による成年年齢の引下げ等、消費者を取り巻く社会情勢も変化しており、それぞれの状況に応じた実践的な消費者教育を推進する必要がある。こうしたことから、消費者教育に係る取組の効果的な実施等について検討・検証等を行うため、消費者教育推進委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

２．実施事項

（１）学校・家庭・地域における消費者教育の推進に関すること
（２）実践的な消費者教育の普及・促進に関すること
（３）その他

３．実施方法

（１）本委員会は別紙の消費者教育に関する有識者等で構成し、２に掲げる事項について検討等を行うものとする。
（２）実践的消費者教育の普及・促進に関して、具体的な事項を検討・調査分析等するために、本委員会の下に部会等を置くことができる。

４．実施期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

５．庶務

委員会の庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課において処理する。

別　紙

消費者教育推進委員会委員

あんびるえつこ	子供のお金教育を考える会代表
上　村　協　子	国立大学法人東京農工大学常勤監事 現代生活学研究所所長
遠　藤　郁　哉	松江ちどり法律事務所弁護士
大久保　真　紀	一般財団法人インターネット協会主任研究員
柿　野　成　美	昭和女子大学大学院福祉社会・経営研究科　特命教授 公益財団法人消費者教育支援センター理事・首席主任研究員
神　山　久　美	国立大学法人山梨大学大学院総合研究部教育学域教授 山梨大学教育学部附属小学校校長
白　上　昌　子	特定非営利活動法人アスクネット顧問
須　黒　真寿美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 消費者教育研究所副所長
鳥　居　高　之	学校法人三橋学園船橋情報ビジネス専門学校理事長・学校長
中　島　達　弥	全国大学生活協同組合連合会代表理事・専務理事
萩　原　なつ子	立教大学名誉教授
樋　口　雅　夫	玉川大学教育学部教授
松葉口　玲　子	横浜国立大学名誉教授

以　上